

201129052A

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

医療の国際化に関する国内医療機関の課題の明確化と
国際情勢の把握に関する研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 遠藤 弘良

平成24年(2012年)3月

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

医療の国際化に関する国内医療機関の課題の明確化と
国際情勢の把握に関する研究

平成23年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 遠藤 弘良

平成24年（2012年）3月

目次

I. 総括研究報告

医療の国際化に関する国内医療機関の課題の明確化と国際情勢の把握に 関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
遠藤弘良	

II. 分担研究報告

1. 外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の検証と改訂・・・・・・・・	7
岡村世里奈	
[資料] マニュアル改訂部分	
2. 医療をめぐる国際情勢の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
岡村世里奈	
3. ワークショップ「医療機関の国際化に向けて ―現状と課題―」の開催・・・・・・・・	20
遠藤弘良	
岡村世里奈	
[資料1] ワークショップ プログラム	
[資料2] ワークショップ プレゼンテーション内容	

I. 総括研究報告書

医療の国際化に関する国内医療機関の課題の明確化と国際情勢の把握に関する研究

研究代表者： 遠藤弘良 東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座 教授

研究要旨

平成 22（2010）年度の厚生労働科学特別研究事業として「国際医療交流（外国人患者の受入れ）への対応に関する研究」を実施し、海外にアピールできる日本の医療技術や国内医療機関における国際医療交流の実態の把握、外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の作成を行い、一定程度の知見が得られた。平成 23 年度はこの平成 22 年度の研究成果を基に次の結果を得た。

（1）平成 22 年度の研究で作成したマニュアルについて、医療現場で実際に外国人患者を受け入れている医療関係者や事務職員等と意見交換を行い、その実用性や内容について検証した。その結果、本マニュアルは、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備しようと考えている医療機関にとって実用性の高いものになりうる事が分かった。しかしその一方で、本マニュアルだけでは医療機関が望む具体的な情報や最新の情報をすべてカバーすることはできないことも分かった。そのため、今後、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備したいと考えるわが国の医療機関のニーズに対応するためには、マニュアルだけではなく、マニュアル+ α （例えば、定期的なワークショップや事例集の提供等）の体制で取り組むことが最も効果的なものと考えられる。

（2）医療分野をめぐる国際情勢を把握するために、国際学会への参加、サハリンの医療事情調査、外国人患者へのヒアリングを行った。近年、Medical Tourism の分野では患者の適切な医療機関選択を推進するために「All Inclusive Plan」に関する情報提供が主流になったり、国際医療交流に伴う支払いや医療事故に関する問題を解消するために国を超えた医療機関、保険会社、ファシリテーター会社間の連携関係が強化されたりするなど、国際医療交流の質を高めるための様々な新たな動きが登場してきている。ロシアでは日本の医療に対する評価や受診の期待も高いが、日本の診療情報が他国と比較して大変少ないことが指摘された。

（3）既に医療機関の国際化に取り組んでいる病院や、これから取り組みを開始する病院の関係者等を対象にワークショップ「医療機関の国際化に向けて ー現状と課題ー」を開催し、平成 22 年度の研究成果を情報提供するとともに、参加医療機関における取り組みの現状や課題等の議論を行った。参加者は国際医療交流に関する理解を深めることができ、院内のスタッフの教育育成と院内の受入れ体制の整備の必要性、海外の保険会社、関係機関とのパートナーシップ作りの重要が再認識された。一方、経産省、厚労省等の国際医療交流に関わる政府の対応を統一して、情報提供を促進するとともに、窓口を一本化して欲しいとの要望が出された。日本における国際医療交流を発展させるためには、今後もこうした形の情報提供や意見交換の場を何らかの形で設けていく必要があるといえる。

氏名・所属機関名および職名

(研究分担者)

・岡村世里奈 国際医療福祉大学大学院医療経営管理分野准教授

A. 研究目的

平成 22 年 6 月に策定された政府の「新成長戦略」にて、医療の国際化推進として国際医療交流（外国人患者の受入れ）が示された。そこで、同 22 年度の厚生労働科学特別研究事業として「国際医療交流（外国人患者の受入れ）への対応に関する研究」に取組み、我が国が国際医療交流を進めるにあたっての課題等に関する研究を行った。

その中で、海外にアピールできる日本の医療技術等を明らかにする研究、外国人患者受入れに必要な医療機関の条件に関する研究（外国人患者受入れ医療機関の機能に関する研究、外国人患者受入れの際に考えられる問題点を明らかにする研究）を行い、一定程度の知見が得られた。

しかし、外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の作成までは到達したものの、より良いマニュアル作成のためには、さらに実用性について検証する必要がある。

国際医療交流という視点に留まらずに、外国人が安心して日本で過ごせる環境を整備するという観点からも、医療機関において外国人患者のスムーズな受け入れのための体制を整備することは非常に重要である。本研究でのマニュアルの改訂作業は、それらの体制整備に資するものになると考えられる。

また国際化の進む現代では、医療分野においても、患者、医療従事者、医療機関の国境を越えた移動はすでに大きな潮流となっている。わが国が国際医療交流に取り組みにあたっては、絶え間なく変化する国際情勢を敏感に察知することは重要な課題であり、国際情勢の把握は、それに資する成果となりうる。

最終的には、これらの成果を既に医療機関の国

際化に取り組んでいる病院や、これから取り組みを開始する病院の関係者等を対象に広く情報発信し、より具体性を伴った、実用的な取り組みとなることが期待される。

B. 研究方法

1. 外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の検証と改訂

平成 22 年度の研究で作成したマニュアルについて、医療現場で実際に外国人患者を受け入れている医療関係者や事務職員等と意見交換会を行い、その実用性や内容について検証した。

2. 医療をめぐる国際情勢の把握

文献調査と訪問調査、聞き取り調査の 3 つを行った。文献調査では、医療の国際化や国際医療交流に関する最新の動向を把握するため、関連する文献の収集・分析を行った。訪問調査では、医療の国際化に関する国際会議に出席し、医療の国際化をめぐる国際動向や国際的課題等について情報収集を行うとともに、新成長戦略において外国人患者受入れのターゲット国の 1 つとなっているロシア（サハリン）の医療機関や医療関係者を訪問して、ロシア（サハリン）の医療事情や Medical Tourism の実情に関する情報を収集した。聞き取り調査では、日本の医療機関の受入れの現状や課題を把握するため、日本の医療機関で治療や検査を受けた海外からやってきた外国人患者に対して聞き取り調査を行った。

3. ワークショップ「医療機関の国際化に向けて—現状と課題—」の開催

医療機関の国際化に関するワークショップを開催し、既に医療機関の国際化に取り組んでいる病院や、これから取り組みを開始する病院の関係者等を対象に、本研究の成果を情報提供するとともに国際医療交流の課題について意見交換を行った。
(倫理面への配慮)

特に問題なし

C. 研究結果

1. 外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の検証と改訂

本研究では、実際に海外からの外国人患者の受入れに携わっている医療機関の担当者やファシリテーターならびに、これから海外からの外国人患者の受入れに取り組もうとしている医療機関の担当者計 10 名に対してマニュアルを配布し、閲覧してもらった上で、その内容や実用性についてヒアリングを行った。その主な結果は以下のとおりである。

（1）マニュアルの項目・記述内容の妥当性

全員が本マニュアルの項目・記述内容については、「妥当」あるいは「大変参考になる」と回答した。

（2）マニュアルの実用性

マニュアルの実用性については、特に、これから海外からの外国人患者の受入れ体制を整備しようとしている医療機関の担当者から、「外国人患者の受入れ体制を整備するために参考となるものがこれまで日本にはほとんどなかったことから、その意味では大変参考になるが、できればもっと具体的な内容についても触れてほしい」という意見が多く聞かれた。また、「マニュアルだけでは、マニュアルに沿って体制を整備したとしてもそれが本当に適切なものかどうか最終的な判断ができないので、できればマニュアルといった印刷物だけではなく、そのあたりの判断ができるような場（例えばワークショップや勉強会等）があると有難い」といった意見が聞かれた。

（3）マニュアルに加えてもらいたい内容

マニュアルに加えてもらいたい内容については、「契約書等のサンプル」、「（失敗談等の）事例集」、「海外の情報」等の意見が寄せられた。

2. 医療をめぐる国際情勢の把握

（1）文献調査・国際学会

1) 「Medical Tourism」概念をめぐる議論の動向
国際的には、「Medical Tourism」=「患者が国境を越えて他国の医療機関等で医療サービス等を受けること」という解釈が基本的には成り立っているが、近年、このような解釈に対して様々な議論や混乱が生じるようになってきている。

2) Medical Tourism をめぐる最近の傾向

言葉や概念の問題以外にも Medical Tourism に関する最近の動向としては、以下の 2 点を指摘することができる。

① 国の異なる医療機関、保険会社、ファシリテーター会社間における連携の活発化

② 「All Inclusive Plan」(もしくは「All Inclusive Cost」)という考え方によって、渡航先を決める患者や提携先医療機関を探す保険会社等が増えている。

（2）訪問調査—ロシア（サハリン）の医療事情—

1) 医療費は原則無料であるものの、待ち時間が非常に長く、日本では 1、2 日で済むような検査でもサハリンでは 3 カ月近くかかることも珍しくないということであった。

2) 医療施設は非常に古く、医療機器の整備状況も日本に比べて非常に遅れているということである。

3) サハリン市内には、韓国のファシリテーター会社による韓国への Medical Tourism の案内所があり、韓国の医療機関への受診を宣伝する TV コマーシャルも流れていることから、韓国の医療機関で治療や精密検査を受ける患者が急速に増えてきているということであった。

（3）聞き取り調査—ロシア人患者

日本の医療機関で治療や検査を受けたロシア人患者 4 名に対して日本の医療機関を受診した理由や実際に受診した上での感想や困った点等について聞き取り調査を行い、次の回答を得た。

1) 海外の医療機関を受診しようと考えた理由

自国では医療レベルや待ち時間の問題から、自らの希望する医療を受けることが困難であり、そのため、海外の医療機関を受診しようと考えた。

2) 日本の医療機関を受診した理由

日本は経済や技術レベルが発展していることから、医療レベルもきっと高く信頼できると感じた。家族や知り合いが日本の医療機関で治療や検査を受けた経験があり、その体験談が日本の医療機関受診を決心した大きな理由になった。

3) 他国の医療機関との比較検討

海外の医療機関についても比較考慮した。比較した国はイスラエル、シンガポール、韓国であった。

4) 日本の医療機関を受診して特に満足した点

日本での治療や検査に非常に満足している。特に良かった点は、①医療設備が整っていること、②スムーズに治療や検査を受けることができたこと、③看護師や医療スタッフが親切であったこと、④自国では受けることができない正確な診断や治療を受けることができたことである。

5) 日本の医療機関を受診して感じた問題点

多くの患者が、自国で日本の医療機関の情報をほとんど知ることができない。例えば、イスラエルやシンガポールの医療機関についても検討した患者によれば、イスラエルやシンガポールの病院は、ロシア語のホームページが用意されており、そのホームページを見るだけで、いわゆる「All Inclusive Plan」の概要を把握することができ、もっと詳しい情報を知りたい場合には、電話をすればロシア語で説明を受けることができた。これに対して、日本の医療機関については、どんなに探しても必要な情報を入手することができず、日本だから大丈夫だとは思っていたが、やはり詳細が分からなかったのは不安であった。

また、情報入手の問題とならんで、患者から課題の1つとして掲げられていたのが「価格の問題」であった。患者は必ずしも経済的に余裕があるわけではなく、今回回答してくれた患者の中には、日本で精密検査を受けて、異常が見つかったもの

の治療を受ける経済的余裕はないということで、治療は自国に帰って行った者もいた。

3. ワークショップ「医療機関の国際化に向けて—現状と課題—」の開催

2日間のワークショップには全国計 25 機関より計 45 名が参加した。各セッションのプレゼンテーション毎に質疑応答を行った他、全体を通じてのディスカッションならびにアンケート調査を行った。参加者は国際医療交流に関する理解を深めることができ、院内のスタッフの教育育成と院内の受入れ体制の整備の必要性、海外の保険会社、関係機関とのパートナーシップ作りの重要が再認識された。一方、経産省、厚労省等の国際医療交流に関わる政府の対応を統一して、情報提供を促進するとともに、窓口を一本化して欲しいとの要望が出された。

D. 考察

1. 外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の検証と改訂

ヒアリング調査の結果、マニュアルの項目や記述内容については、すべての回答者が「妥当なもの」あるいは「役に立つ」と回答しており、海外からの外国人患者の受入れマニュアルとしては、本マニュアルは一定の役割を果たすことができるものと考えられる。しかし、その一方で、特にこれから海外からの外国人患者の受入れに取り組もうとしている医療機関の担当者はできるだけ具体的な情報を望む傾向があり、その点で本マニュアルに満足していないことが分かった。しかし、一口に海外から外国人患者を受入れるといっても、その具体的な受入れの形はその医療機関の規模や性質、対象とする外国人患者の出身国や類型によって様々である。そのため、1冊のマニュアルの中にあらゆる情報を詰め込むことは不可能である。また、印刷物である以上、常に最新の情報を提供

することも不可能である。今回のマニュアル改訂版では、例えば、外国人患者の受入れに関する海外の動向を知りたい医療機関の担当者向けに、その情報を入手できる情報先についての情報を追記してみたが、できることにはどうしても限界がある。

以上を踏まえれば、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備したいと考えるわが国の医療機関のニーズに対応するためには、マニュアルだけではなく、マニュアル+ α （例えば、定期的なワークショップや事例集の提供等）で取り組むことが最も効果的なものと考えられる。

2. 医療をめぐる国際情勢の把握

「Medical Tourism」に関しては、患者が国境を越えて他国の医療機関を受診するというその「国際性」の側面や「産業性」の側面が注目されているが、その本質は、患者が自らの医療ニーズを満たすため医療機関を受診するということである。そのため肝要になってくるのは、国内における議論と同様、患者と医療機関（もしくは支払いを行う保険会社）間の信頼関係をいかに構築して、患者に対して適切で安全な医療を提供していくかということである。日本の医療機関においても国際医療交流を推進していくためには、もっと海外の医療機関や保険会社、ファシリテーター会社等との連携構築を模索していくことも必要になってくるものと考えられる。

また、実際に日本の医療機関で治療や検査を受けた患者の評価は非常に高い。しかし、現在、海外の医療機関を受診しよう考える患者の多くは、複数の国の医療機関の「ALL Inclusive Plan」等を比較検討し、その検討結果に基づいて渡航先を決定する傾向が強くなってきており、日本において国際医療交流を推進していくためには、こうした情報提供に力を注ぐことも重要になってくるものと考えられる。

3. ワークショップ「医療機関の国際化に向けて—現状と課題—」の開催

これまででも諸外国におけるメディカルツーリズムの紹介を中心とした講演会やワークショップは開催されてきた。しかし国際医療交流に関心の高い医療機関を対象にして、事例を基にした日本国内の国際医療交流の具体的な進め方の解説や関係省庁における政策の解説も交えた今回のような形式のワークショップは初めてであった。

参加者の間で積極的に質疑応答や議論が展開され、本ワークショップに対する評価は高く、開催の意義があったと言える。しかしそれだけにいまだに国際医療交流の情報が不足していることや関心のある医療機関同士の意見交換・情報交換の場がないことが明らかとなった。

日本における国際医療交流を発展させるためには、今後もこうした形の情報提供や意見交換の場を何らかの形で設けて行く必要があるといえる。

E. 結論

1. 外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の検証と改訂

本マニュアルは、これから海外からの外国人患者の受入れ体制を整備しようと考えている医療機関にとっては役立つものになるものと考えられる。しかし、マニュアルだけで具体的な情報や最新の情報をすべてカバーすることはできない。そのため、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備したいと考えるわが国の医療機関のニーズに対応するためには、少なくとも現時点では、マニュアルだけではなく、マニュアル+ α （例えば、定期的なワークショップや事例集の提供等）で取り組むことが最も効果的なものと考えられる。

2. 医療をめぐる国際情勢の把握

国際医療交流は、それぞれの国の医療制度、政治的・社会的文化的背景をもとに進められており、必ずしも世界の動向に翻弄されることなく、日本

においては現行の医療制度を踏まえた視点からの推進が肝要である。しかし、その一方で、近年、Medical Tourism の分野では、患者の適切な医療機関選択を推進するために「All Inclusive Plan」に関する情報提供が主流になったり、国際医療交流に伴う支払いや医療事故に関する問題を解消するために国を超えた医療機関、保険会社、ファシリテーター会社間の連携関係が強化されたりするなど、国際医療交流の質を高めるための様々な新たな動きが登場してきている。そのため、日本においても、このような国際医療交流の質を高めるための動きについては、きちんとその国際的動向を把握し、日本としての対応の在り方を検討していくことが肝要と考えられる。

3. ワークショップ「医療機関の国際化に向けて—現状と課題—」の開催

参加者は国際医療交流に関する理解を深めることができるとともに、院内のスタッフの教育育成と院内の受入れ体制の整備の必要性、海外の保険会社や関係機関とのパートナーシップ作りの重要性が再認識された。一方、経産省、厚労省等の国際医療交流に関わる政府の対応を統一して、情報提供を促進するとともに、窓口を一本化して欲しいとの要望が出された。今後も今回開催した形の情報提供や意見交換の場を何らかの形で設けていく必要があるといえる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的所有権の出願・取得状況（予定を含む）

1. 特許取得 0件

2. 実用新案登録 0件

3. その他 0件

Ⅱ. 分担研究報告書

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「医療の国際化に関する国内医療機関の課題の明確化と国際情勢の把握に関する研究」
分担研究報告書

外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）の検証と改訂

研究分担者：岡村世里奈 国際医療福祉大学大学院医療経営管理分野准教授

研究要旨

平成 22 年度の厚生労働科学特別研究事業として実施した「国際医療交流（外国人患者の受入れ）への対応に関する研究」では、その研究の一環として、外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）を作成した。しかし、より良いマニュアルにするためには、その実用性について検証する必要がある。そこで本研究では、実際に海外からの外国人患者の受入れに携わっている医療機関の担当者やファシリテーターならびに、これから海外からの外国人患者の受入れに取り組もうとしている医療機関の担当者に対してマニュアルを閲覧してもらい、その上でヒアリングを行うことによって、その実用性について明らかにすることを目的とした。

本調査の結果、本マニュアルは、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備しようと考えている医療機関にとって実用性の高いものなりうることが分かった。しかしその一方で、本マニュアルだけでは医療機関が望む具体的な情報や最新の情報をすべてカバーすることはできないことも分かった。そのため、今後、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備したいと考えるわが国の医療機関のニーズに対応するためには、マニュアルだけではなく、マニュアル+ α （例えば、定期的なワークショップや事例集の提供等）の体制で取り組むことが最も効果的なものと考えられる。

A. 研究目的

平成 22 年度の厚生労働科学特別研究事業として実施した「国際医療交流（外国人患者の受入れ）への対応に関する研究」では、その研究の一環として、外国人患者の受入れのための医療機関のマニュアル（暫定版）を作成した。しかし、より良いマニュアルにするためには、その実用性について検証する必要がある。そこで本研究では、実際に海外からの外国人患者の受入れに携わっている医療機関の担当者やファシリテーターならびに、これから海外からの外国人患者の受入れに取り組もうとしている医療機関の担当者に対してマニュアルを閲覧してもらい、その上でヒアリングを行うことによって、

その実用性について明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

本研究では、実際に海外からの外国人患者の受入れに携わっている医療機関の担当者やファシリテーターならびに、これから海外からの外国人患者の受入れに取り組もうとしている医療機関の担当者に対してマニュアルを配布し、閲覧してもらった上で、その内容や実用性についてヒアリングを行った。当該ヒアリングの対象者数は、すでに実際に海外からの外国人患者の受入れに携わっている医療機関の担当者が 3 名、ファシリテーター経験者が 1 名、これから海外

からの外国人患者の受入れを始めようとしている医療機関の担当者7名の計10名である。主なヒアリング項目は、1. マニュアルの項目や記述内容の妥当性のほか、2. マニュアルの実用性、3. マニュアルに加えてもらいたい内容等である。

(倫理面への配慮)

特になし

C. 研究結果

1. マニュアルの項目や記述内容の妥当性

マニュアルの項目や記述内容については、すでに実際に海外からの外国人患者の受け入れに携わっている医療機関の担当者ならびにファシリテーター経験者全員が、医療機関が海外から外国人患者の受入れを行う際に知っておくべき項目がきちんと書かれていると回答した。また、これから海外からの医療機関の患者の受入れを始めようとしている医療機関の担当者からは、「現在院内で、海外からの外国人患者の受入れに向けて体制づくりを始めようとしているが、参考になるような書籍が日本ではまったくないため、その点でこのマニュアルが大変役に立つ」といった意見が多く聞かれた。

2. マニュアルの実用性について

マニュアルの実用性については、特に、これから海外からの医療機関の患者の受入れを始めようとしている医療機関の担当者から、「これまでは海外からの外国人患者の受入れ体制をどのように整備すればよく分からなかったのですが、その点では大変参考になったが、マニュアルだけでは、マニュアルに基づいて院内の体制を整備したり、必要書類を作ったりしても、それが本当に適切なのかどうかの確認ができない」といった意見が多く聞かれ、マニュアルに一定の実用性を認めつつも、マニュアルだけでは実際に外国人患者の受入れ体制を整備するのは難しいと

考える医療機関の関係者が多いことが明らかとなった。

3. マニュアルに加えてもらいたい内容

マニュアルに加えてもらいたい内容については、これから海外から外国人患者の受入れを始めようとしている医療機関の担当者から、外国人患者やファシリテーター事業者との契約書等、書類のサンプルを加えてほしいとの意見が多く聞かれた。また、すでに海外から外国人患者の受入れを行っている医療機関の担当者からは、「マニュアルの中には、いくつかの失敗事例やトラブル事例が紹介されているが、医療機関にとっては、こういった他の医療機関の経験（特に失敗談やそれに対する対応策）が大変役に立つ。マニュアルという形が適切かどうかは分からないが、このような情報については、定期的に事例集が更新されて医療機関に提供されると、医療機関としては大変有難い」という意見が聞かれた。さらに一部の医療機関の関係者からは、「今回のマニュアルは、日本のことばかりであったが、できれば海外の動向に関する情報も加えてほしい」との声も挙がっていた。

D. 考察

以上のヒアリング結果からも分かるとおり、マニュアルの項目や記述内容については、すべての回答者が「妥当なもの」あるいは「役に立つ」と回答しており、海外からの外国人患者の受入れマニュアルとしては、本マニュアルは一定の役割を果たすことができるものと考えられる。しかし、その一方で、今回のヒアリングの結果から、特にこれから海外からの外国人患者の受入れに取り組もうとしている医療機関の担当者はできるだけ具体的な情報を望む傾向があり、その点で本マニュアルに満足していないことが分かった。しかし、一口に海外から外国人患者を受入れといっても、その具体的な受入れの形はその医療機関の規模や性質、対象とする外

国人患者の出身国や類型によって様々である。そのため、1冊のマニュアルの中にあらゆる情報を詰め込むことは不可能である。また、印刷物である以上、常に最新の情報を提供することも不可能である。そこで、今回のマニュアル改訂版では、例えば、外国人患者の受入れに関する海外の動向を知りたい医療機関の担当者向けに、その情報を入手できる情報先の情報を追記してみたが、できることにはどうしても限界がある。

以上を踏まえれば、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備したいと考えるわが国の医療機関のニーズに対応するためには、少なくとも現時点では、マニュアル+ α （例えば、定期的なワークショップや事例集の提供等）で取り組むことが最も効果的なものと考えられる。

E. 結論

本マニュアルは、これから海外からの外国人患者の受入れ体制を整備しようと考えている医療機関にとっては役立つものになるものと考えられる。しかし、マニュアルだけで具体的な情報や最新の情報をすべてカバーすることはできない。そのため、海外からの外国人患者の受入れ体制を整備したいと考えるわが国の医療機関のニーズに対応するためには、少なくとも現時

点では、マニュアルだけではなく、マニュアル α （例えば、定期的なワークショップや事例集の提供等）で取り組むことが最も効果的なものと考えられる。

F. 健康危険情報

該当事項無し。

G. 研究発表（2010/4/1～11/3/3 発表）

1. 論文、報告書、発表抄録等
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む）

1. 特許取得
該当事項無し。
2. 実用新案登録
該当事項無し。
3. その他
該当事項無し。

- (1) 8 ページの下から 2 行目～9 ページの 6 行目までを追加。

6 医療費の請求や支払いに関する準備

第6 は、医療費の請求・支払いに関する体制の整備である。外国人患者に対していくら医療費を請求するかは、各医療機関の判断に委ねられている。

そのため、医療機関としては、外国人患者に対していくら請求するか、その価格や算定方法を定めておく必要がある。この点、現在、すでに海外からの外国人患者の受入れを行っている医療機関の価格設定状況を見てみると、日本人患者とまったく同じ価格を請求している医療機関もあれば、通訳代や様々なアレンジ費用をオンする形で診療報酬の1.2倍から3倍を請求する医療機関もあるなど、その対応状況は様々である。また、医療機関の中には、海外の医療機関のように「ドクタフィー」と「その他の費用」に分けて価格設定しているところもある。

前述した通り、外国人患者に対して医療費をいくら請求するかは各医療機関の裁量に委ねられている事項であるが、このように医療費の価格設定を行う際に留意すべき点としては以下の3点が挙げられる。

第1点目は、海外の医療費事情も意識しておくということである。すなわち、国際的な傾向として、海外の医療機関で治療や健診を受けようと考えている患者の多くは、複数の候補病院に対して事前に見積書等を要求し、その価格や治療内容を比較しながら受診病院を決めるとというのが一般的である。そのため、医療費の価格設定を行う際には、国内の事情だけではなく、海外の医療機関の価格等も十分加味しながら、価格設定を行うことが重要となってくる。

第2点目は、その価格設定した医療費に関してきちんと説明ができるようにしておくということである。現在、海外の外国人患者から日本の医療機関に対する大きな不満の一つになっているのが、医療費に関して詳細な説明がないということである。外国人患者や海外の保険会社の中には、医療費に関して詳細な説明を求めてくるものが少なくない。したがって、日本の医療機関としては、医療費の請求・支払いの段階でもめることがないよう、あらかじめ医療費の詳細について説明ができるように準備したり、明細書の用意をしておくことが必要である。

なお、明細書を準備する際は、保険診療の項目に捉われず、外国人患者にとってわかりやすい項目にしておくことが重要である。医療機関の

中には、入院治療を終えた外国人患者に対して、診療報酬点数項目どおり「入院料」や「〇〇加算」をいちいち並べた明細書を渡すところもあるが、もらった外国人患者にしてみれば何のことやらわからず、かえって支払いに関するトラブルや誤解を招く事態が発生している。そのため、明細書を準備する際には、単に詳しくすればいいというのではなく、「外国人患者からみてわかりやすい明細書」を用意することが大事である。

第3点目は、外国人患者の多様な支払い方法への対応方法を定めておくということである。すなわち、外国人患者の場合、その支払い方法についても、①全額現金払い、②クレジットカードによる支払い、③海外の医療保険会社による支払い等、様々な支払い方法が考えられる。そのため、自院では、どのような支払い方法を認めるのか、また、それぞれの支払い手続きをどのように進めるのか、あらかじめきちんと決めておく必要がある。

7 斡旋事業者との契約締結や役割・責任の明確化

第7に、ファシリテーターや医療コーディネーター等の斡旋事業者(以下「斡旋事業者」という)を利用して外国人患者の受入れを行う場合には、これらの事業者とそれぞれの役割や責任の範囲、具体的手続き、費用等について、事前に契約書を交わして明らかにしておく必要がある(次ページの豆知識②参照)。

なお、斡旋事業者を利用することは、外国人患者の受入れに伴う自院の負担を軽減する上で非常に有効だと考えられるが、斡旋事業者になるためには特に何らかの資格や要件が求められているわけではなく、中には、その業務を行うだけの十分な能力を有していない事業者や、斡旋事業者を介した場合の「患者」、「医療機関」、「斡旋事業者」の三者間の法律関係が明確でないことから、自らが一方的に有利になるような契約を結びたがる事業者もいないわけではない。

そのため、医療機関としては、斡旋事業者と提携することによって、かえって自らの首を絞めることにならないよう、慎重に提携する斡旋事業者を選んだり、また提携契約を結ぶ際には、その契約内容が妥当なものかきちんと精査したりすることが重要である。

(2) 19 ページの 13 行目以下を追加。

11 国際的動向をしっかりと把握する

第 11 は、外国人患者の受入れに関する国際的な動向にも常に目を向けていくということである。

外国人患者の受入れに関しては、国際的な関心も非常に高く、現在では、一年中、世界各地で国際会議が開催され、外国人患者の受入れに関する議論（質や安全性、マーケティング、政府や公の機関の役割、医療情報、医療事故対応、アフターケアの問題等）が行われたり、各国の医療機関や斡旋事業者間の意見交換が行われたりしている。また、専門誌による情報提供も行われており、中には、インターネットで無料で閲覧できるものもある。

こうした海外の動向をきちんと把握しておくことは、自院の受入れの在り方を検討する際にも大変役に立つ。そのため、こうした情報源も積極的に活用していくとよいだろう。

なお、海外の最新の動向に関してインターネットによる入手可能な情報源（無料）としては、主なものとして次のようなものがある。

- ① International Medical Travel Journal
(<http://www.imtj.com/welcome/>)
- ② Treatment Abroad
(<http://www.treatmentabroad.com/>)
- ③ Medical Tourism magazine
(<http://www.medicaltourismmag.com/>)

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「医療の国際化に関する国内医療機関の課題の明確化と国際情勢の把握に関する研究」
分担研究報告書

国際医療交流の国際的動向に関する研究

研究分担者：岡村世里奈 国際医療福祉大学大学院 医療経営管理分野 准教授

研究要旨

国際医療交流は、それぞれの国の医療制度、政治的・社会的文化的背景をもとに進められており、必ずしも世界の動向に翻弄されることなく、日本においては現行の医療制度を踏まえた視点からの推進が肝要である。しかし、その一方で、近年、Medical Tourism の分野では、今回の研究で明らかになったとおり、患者の適切な医療機関選択を推進するために「All Inclusive Plan」に関する情報提供が主流になったり、国際医療交流に伴う支払いや医療事故に関する問題を解消するために国を超えた医療機関、保険会社、ファシリテーター会社間の連携関係が強化されたりするなど、国際医療交流の質を高めるための様々な新たな動きが登場してきている。そのため、日本においても、このような国際医療交流の質を高めるための動きについては、きちんとその国際的動向を把握し、日本としての対応の在り方を検討していくことが肝要と考えられる。

A.研究目的

医療の国際化をめぐる状況は日々大きく変化している。そのため、国際医療交流について考える際には、こうした医療の国際化をめぐる最新の動向をきちんと把握しておくことが肝要である。そこで本研究では、文献調査や訪問調査ならびに聞き取り調査を行うことによって、医療の国際化をめぐる最新の動向を明らかにすることを目的とした。

B.研究方法

本研究では、文献調査と訪問調査、聞き取り調査の3つを行った。まず、文献調査では、医療の国際化や国際医療交流に関する最新の動向を把握するため、関連する文献の収集・分析を行った。次に、訪問調査では、医療の国際化に関する国際会議に出席して、医療の国際化をめぐる国際動向や

国際的課題等について情報収集を行うとともに、新成長戦略において外国人患者受け入れのターゲット国の1つとなっているロシア（サハリン）の医療機関や医療関係者を訪問して、ロシア（サハリン）の医療事情や Medical Tourism の実情に関する情報を収集した。そして、聞き取り調査では、日本の医療機関の受入れの現状や課題を把握するため、日本の医療機関で治療や検査を受けた海外からやってきた外国人患者に対して聞き取り調査を行った。

なお、上述の訪問調査ならびに聞き取り調査の調査対象者は以下のとおりである。

<訪問調査>

(1)参加国際学会

「The 4th World Medical Tourism & Global Healthcare Conferences」(2011年10月26日～28日)

(2)ロシア（サハリン）訪問先・訪問者

1)医療機関

①MEDSI クリニック（対応者：ТАТВ
ЯНА ФЕДОРОВНА）

②サハリン州立病院（対応者：院長
ЕЛЕНА АНАТОЛБЕВНА）

③サハリン市立病院

2)ファイシリテーター会社

・Medical Service Company Ltd.（対応者：代表
取締役社長 Aleksandre G. Gashporenko）

<聞き取り調査>

・調査時期：2012年1月～2月
・調査対象者：日本の医療機関で治療・検査等を受けたロシア人患者4名：①患者 No.1（男性、母国で脳リンパ腫治療後、手の振動等の症状があるため日本の医療機関で1カ月のリハビリ治療を受けた患者）、②患者 No.2（男性、61歳、冠動脈疾患、心筋梗塞などの既往歴があり、最近歩行時の息切れ等の症状が悪化しているため、日本の医療機関で精密検査を実施）、③患者 No.3（女性、26歳、日本の医療機関で癩痕治療）、④患者 No.4（女性、31歳、母国で甲状腺がんの疑いがある言われたことから、日本の医療機関で精密検査を実施）

・調査方法：聞き取り調査は半構造化方式で行った。主な調査項目は、日本で治療（検査）を受けようと思った理由、日本で治療（検査）を受けうる準備段階、治療中、治療後それぞれの段階で感じた感想や問題点等である。

（倫理面への配慮）

該当事項無し。

C. 調査結果

1. 文献調査・訪問調査（国際学会参加）の結果
—医療の国際化や国際医療交流に関する近年の
国際動向—

（1）「Medical Tourism」概念をめぐる議論の動向

近年の医療の国際化をめぐる動向の1つとしては、「Medical Tourism」概念に関する解釈の多様化とそれに伴う混乱があげられる。

すなわち、昨年度実施した「平成22年度厚生労働科学特別研究事業『国際医療交流（外国人患者の受入れ）への対応に関する研究』結果の中でも述べたとおり、国際的に「Medical Tourism」と言えば、「患者が国境を越えて他国の医療機関等で医療サービス等を受けること」と一般に解されている。日本では、当初、「Medical Tourism」が「医療観光」と訳されたことから、医療と観光を組み合わせたものが「Medical Tourism」と考えている人が多いようであるが、国際的な解釈では、前述の定義からも分かるとおり、「Medical Tourism」には観光的要素が含まれていても構わないが、それが必須とは考えられていない。そのため、例えば、中国人患者が日本で精密検査を受けて、観光を一切せずに帰国したとしても、それも国際的な解釈では、「Medical Tourism」に該当することになる。

このように、国際的には、「Medical Tourism」＝「患者が国境を越えて他国の医療機関等で医療サービス等を受けること」という解釈が基本的には成り立っているが、近年、このような解釈に対して様々な議論や混乱が生じるようになってきている。

1つは、「Medical Tourism」という言葉自体に関する議論である。すなわち、日本の医療関係者の中には、海外から来た患者に対して治療等を提供することについて「Medical Tourism」と呼ぶことに抵抗感や違和感を覚える者が少なくないと思うが、これは海外の識者や医療関係者も同様であり、近年、海外の識者や医療関係者の中には、海外から来た患者に対して治療等を実施することを「Medical Tourism」と呼ぶこと自体に批判的な者が現れてきている。例えば、ホイットカーは、「Medical Tourism」というのは誤った名称である。

(なぜなら、)この言葉には(患者が海外の医療機関を受診する際に)常に存在するとは限らない喜び(Pleasure)の要素が含まれているからである」との批判を寄せている。また、グリノスも、「産業主導型の言葉である”Medical Tourism”にはのんびりと旅行するといったイメージを与え、多くの患者が移動することの深刻さを表現できてない」と批判している。最近のMedical Tourismに関する海外の報告書や論文に目を通すと、「Medical Tourismとは、患者が国境を越えて他国で医療サービスを受けることを指すが、このTourismは一般的な意味でのTourismとは異なる。」とわざわざ注釈するものが現れてきているが、これは前述のような批判を意識したものと考えられる。

このように「患者が国境を越えて他国の医療機関等で医療サービス等を受けること」を「Medical Tourism」と呼ぶことに対しては一部で批判が生じてきているが、これ以外にも、Medical Tourism」という言葉をめぐる問題としては、「Medical Tourism」と「Health Tourism」や「Wellness Tourism」等の類似の言葉との概念整理が識者や地域によって異なり、それが国際会議等で「Medical Tourism」にまつわる問題を検討する際の障害となってきたことが挙げられる。これはどういうことかと言うと、例えば、海外のある地域や一定の識者間では、患者が国境を越えて海外の医療機関等で医療サービス等を受けることを「Medical Tourism」と捉えた上で、そのうち治療を目的として海外の医療機関を受診することを「Medical Travel」と呼び、予防や健康増進を目的として海外の医療機関等を受診することを「Health Tourism (Wellness Tourism)」と呼んで区別しているのに対して、別の地域や識者の間では、患者が国境を越えて海外の医療機関等で幅広い保健・医療サービスを受けることを「Health Tourism」と捉えた上で、治療を目的として海外の医療機関を受診することを「Medical Tourism」と呼び、予防や健康増進を目的として

海外の医療機関等に行くことを「Wellness Tourism」と呼んで区別するなど、「Medical Tourism」という言葉の示す具体的な射程範囲や「Health Tourism」等の類似の言葉との関係性に対する解釈が地域や識者によってバラバラとなっており、前述したとおり、国際学会等で「Medical Tourism」に関する議論を行う上での混乱の元となっている。そのため、最近では、国際機関やMedical Tourismに関する国際団体を中心に、Medical Tourismに関する統一した定義の確立や概念整理に乗り出す動きも出てきているが、具体的な成果を導き出すまでには至っていない。

(2) Medical Tourismをめぐる最近の傾向

以上のとおり、「Medical Tourism」という言葉や概念をめぐるのは、様々な議論が起こっているが、この言葉や概念の問題以外にもMedical Tourismに関する最近の動向としては、以下の2点を指摘することができる。

①国の異なる医療機関、保険会社、ファシリテーター会社間における連携の活発化

第1点目は、国の異なる医療機関、保険会社、ファシリテーター会社間における連携の活発化である。すなわち、近年、Medical Tourismの分野では、Medical Tourismに携わる保険会社、ファシリテーター会社、医療機関間で国を超えて連携関係を構築する動きが活発になってきている。例えば、アメリカやヨーロッパ、中国の民間の医療保険会社の中には、タイやインド、韓国等の医療機関と提携して、自社の保険の購入者が海外の医療機関で治療を受けることを希望した際には、提携医療機関の中から選べるようにするところが増えてきている。こうした提携関係は、保険会社の方にしてみれば、提携契約を結ぶ段階で、提携予定の医療機関と医療の内容や医療費の額や支払方法、患者の診療情報の提供方法等について納得いくまで話し合った上で提携関係を結ぶことになるため、実際に患者を送る段階で支払い方法等めぐるトラブルを避けられるとのメリットがある。